

役員報酬等に関する規程

報酬等支給基準

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人アテナ会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 役員とは、法人の理事及び監事をいう。

（実費弁償の額）

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、実費弁償額を支払うことができる。

（報酬の額）

第4条 理事及び評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 役員が、理事会または評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、理事長の許可を受けて報酬を支払うことができる。

3 報酬額の決定については、業務遂行に要する期間に鑑み、日額又は月額いずれかによるものとする。

（出張旅費）

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費を支給することができる。

（支給方法）

第6条 実費弁償及び報酬の支給方法については、職員の例による。

（適用除外）

第7条 施設の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

（その他）

第8条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て理事長がこれを行う。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則 この規程は、平成 18 年 10 月 24 日から施行する。

附則 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

[別紙]

第3条関係(実費弁償の額)

項目	実費弁償の上限額
理事会・評議員会	なし
監事監査	5, 000円

第4条関係(報酬の額)

役職名	報酬月額の上限額
理事長	700, 000円
理事	500, 000円
評議員	100, 000円

※評議員の報酬については、定款の定めにより各年度における報酬総額の上限額を240万円とする。

第5条関係(出張旅費)

※社会福祉法人アテナ会が別に定める旅費規程によるものとする。